

上山市いじめ防止対策の推進に関する条例

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 上山市いじめ問題対策連絡協議会（第5条―第7条）

第3章 上山市いじめ問題専門委員会（第8条―第17条）

第4章 上山市いじめ重大事態再調査委員会（第18条―第27条）

第5章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条、第14条第1項及び第3項、第28条第1項並びに第30条第2項の規定に基づき、上山市いじめ防止基本方針の策定並びに上山市いじめ問題対策連絡協議会、上山市いじめ問題専門委員会及び上山市いじめ重大事態再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定め、もってこの市のいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） いじめ 児童等（学校に在籍する児童又は生徒をいう。以下、この号において同じ。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- （2） 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校をいう。

（上山市いじめ防止基本方針の策定）

第3条 市は、法第12条の規定により、上山市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

（いじめ防止等対策推進）

第4条 市、学校、地域住民、家庭その他の関係者は、基本方針に基づき、互いに連携し、いじめの防止等のための対策を推進する。

第2章 上山市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第5条 市は、法第14条第1項の規定により、上山市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第6条 協議会は、基本方針に基づき、次に掲げる事項について協議する。

- (1) いじめの防止等のために有効な対策並びにいじめの防止等に関する機関及び団体（次号において「関係機関」という。）の連携の強化に関する事項
 - (2) 関係機関によるいじめの防止等を目的とした啓発活動の促進に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- （組織）

第7条 協議会は、会長及び15人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

第3章 上山市いじめ問題専門委員会

（設置）

第8条 上山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第14条第3項の規定により、上山市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第9条 専門委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) いじめの防止等のための必要な対策に関すること。
- (2) 重大事態に係る事実関係に関すること。

（組織）

第10条 専門委員会は、6人以内の委員をもって組織する。

（委員）

第11条 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第12条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第13条 専門委員会の会議（以下この条及び第15条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（調査員）

第14条 教育委員会は、特別の事項を調査する必要があると認めるときは、専門委員

会に調査員を置くことができる。

2 調査員は、教育委員会が委嘱する。

3 調査員の任期は、第1項の規定による調査が終了するときまでとする。

(会議等の一部非公開)

第15条 第9条第2号に規定する重大事態に係る事実関係に関することに係る会議及び調査の手続は、公開しない。

(守秘義務)

第16条 委員又は調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第17条 第8条から前条までに定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

第4章 上山市いじめ重大事態再調査委員会

(設置)

第18条 市長は、法第30条第2項の規定により、上山市いじめ重大事態再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置くことができる。

(所掌事務)

第19条 再調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行う。

(組織)

第20条 再調査委員会は、6人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第21条 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、第19条の規定による調査が終了するときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第22条 再調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 再調査委員会の会議（以下この条及び第25条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査員)

第24条 市長は、特別の事項を調査する必要があると認めるときは、再調査委員会に調査員を置くことができる。

2 調査員は、市長が委嘱する。

3 調査員の任期は、第1項の規定による調査が終了するときまでとする。

(会議等の非公開)

第25条 会議及び調査の手続は、公開しない。

(守秘義務)

第26条 委員又は調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第27条 第18条から前条までに定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が再調査委員会に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。